福島県規則第二十五号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ○福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福 島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

○福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県漁港の管理に関する規則の ○福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則 一部を改正する規則

○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県と福島市との福島県営福島体育館の管理及び運営についての事

福島県教育委員会

務の委託に関する規約を廃止する件

○福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する

規

則

の一部を改正する規則及び福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここ 福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則、福島県漁港の管理に関する規則 部を改正する規則、福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、 に公布する 委任する規則の一部を改正する規則、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の 福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に

平成26年3月25日 火曜日

平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐 藤

雄 平

育委員会に委任する規則の一部を改正する規則 福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教

項及び第四項」に改める。 条第四項」を「同条例第五条第二項及び第四項」に、 委任する規則(昭和四十年福島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。 に、「第二条第二項第一号及び第二号、第五条第四項」を「第二条第四項、第五条第二 本則中「第二条第二項第一号及び第二号に」を「第二条第四項に」に、 福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に 「及び第九条」を「並びに第九条」 「同条例第五

この規則は、 平成二十六年四月 一日から施行する

総 務 課

福島県規則第二十六号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和二十八年福島県規則第八十六号)

第五条の二第五号中「第五十五条」を「(平成十五年法律第百十八号)第八条第三項

項中「(平成十五年法律第百十八号)」を削る!

に改める。

第二十条第

(職員業務課福利厚生室)

この規則は、 公布の日から施行する

福島県規則第二十七号

맫

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則 (昭和三十七年福島県規則第百四号) 0)

ᄪ

第一条第一項第四号を削る。

む者であつて」に、 第二条第二項中「、福島県内に居住する者であつて」を削り、 「責」を「責め」に改める。 一営み、 かつ」を 営

2

1

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

前に福島県保健師等修学資金貸与条例(昭和三十七年福島県条例第九号)第二条に規 受けていた者については、 後に新たに修学資金の貸与を受けるものについて適用し、 定する修学資金(以下単に「修学資金」という。)の貸与を受けていない者で同日以 改正後の福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日 なお従前の例による。 同日前に修学資金の貸与を

(地域医療課感染・看護室)

島

福

福島県規則第二十八号

福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則

福島県港湾の管理に関する規則 (昭和三十二年福島県規則第四号) の一部を次のよう

ものを除く。)」に改め、「。次条及び第七条第一項において同じ。」を削り、 地にあつては知事が定める誓約書を知事)に」に改める。 四項中「指定管理者に」を「指定管理者 ト用指定泊地」を「マリー 第二条の二中「知事に」を「知事(プレジャーボート用指定泊地 第二条第一項中「小名浜港及び翁島港に設置するマリーナ施設並びにプレジャーボー ナ施設及びプレジャーボート用指定泊地 (相馬港に設置するプレジャーボート用指定泊 (相馬港に設置する (相馬港に設置する 同条第

ものを除く。)にあつては、指定管理者)に」に改める。

指定泊地にあつては知事)」を加える。 第二条の三第一項中「指定管理者」の下に「(相馬港に設置するプレジャーボート用

く。)」を加える。 同条第二項中「プレジャーボート用指定泊地」の下に「(相馬港に設置するものを除 第七条第一項中「を除く」を「にあつては、相馬港に設置するものに限る」に改め、

2 条例附則第五項の規定により知事がマリーナ施設の管理を行う場合にあつては、第一附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。 者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」とあるのは「知事理者をいう。以下同じ。))」とあるのは「知事」と、第十三条第三項中「指定管理 二条第一項中「知事(マリーナ施設及びプレジャーボート用指定泊地(相馬港に設置 は」とする。 するものを除く。)にあつては、指定管理者(条例第二条の三の二に規定する指定管

3 条例附則第五項の規定により知事がプレジャーボート用指定泊地(相馬港に設置す のは「知事」と、第二条の三第一項中「指定管理者(相馬港に設置するプレジャーボー とあるのは「知事が定める誓約書を知事」と、第二条の二中 指定管理者(条例第二条の三の二に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))」と 設及びプレジャーボート用指定泊地(相馬港に設置するものを除く。)にあつては、 るものを除く。)の管理を行う場合にあつては、第二条第一項中「知事(マリーナ施 ト用指定泊地(相馬港に設置するものを除く。)にあつては、指定管理者)」とある 馬港に設置するプレジャーボート用指定泊地にあつては知事が定める誓約書を知事)」 あるのは「知事」と、第二条第四項中「指定管理者が定める誓約書を指定管理者(相 者」とあるのは「知事」とする。 ト用指定泊地にあつては知事)」とあるのは 「知事」と、 第七条第二項中 「知事(プレジャーボー 「指定管理

この規則は、 公布の日から施行する

福島県規則第二十九号

港 湾 課

<u>Б</u>.

福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則

うに改正する。 福島県漁港の管理に関する規則 (昭和四十二年福島県規則第十九号) の一部を次のよ

附則を附則第一 「項とし、附則に次の一項を加える。

2 条例附則第二項の規定により知事が指定施設の管理を行う場合にあつては、 十二条の二第一項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十号様式の二から第十以下同じ。)」とあるのは「知事」と、同条第三項、第十一条の三、第十二条及び第 条の二第一項中「指定管理者(条例第十二条の二の二に規定する指定管理者をいう。 とする。 号様式の五までの様式中「福島県管理漁港施設指定管理者」とあるのは「福島県知事

附 則

この規則は、 公布の日から施行する

港 湾 課

福島県規則第三十号

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 福島県県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号) の一部を次のよう

第八条第一項中「第二百四十号」の下に「。以下「政令」という。 第二条の二第一項中「及び」を「、条例第五条第二項第二号及び」に改める。 附則に次の四項を加える。 」を加える。

(東日本大震災に係る家賃の免除の特例)

8

政令第二条第一項各号に定める数値を乗じて得た額を控除した額に、 項において「復興公営住宅」という。)の入居者のうち、条例第二条第五号の収入が 別表第一の一の表の県営住宅のうち附則別表に規定するもの(以下この項及び第十一 項の規定を適用する場合を含む。)の適用を受けて建設する県営住宅であって、条例 律第二十五号)第二十九条第一項の規定により読み替えられた激甚法第二十二条第一 法」という。)第二十二条第一項の規定(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法 るための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号。以下「激甚 下欄に定める率を乗じて得た額を免除するものとする 管理を開始した日から次の表の上欄に掲げる管理期間の区分に応じ、 八万円以下の者にあっては、条例第十三条第一項の規定により、家賃の額(条例第十 に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災者のため、激甚災害に対処す 一条第一項本文に規定する方法により算出された額をいう。)から家賃減額基礎額に 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれ それぞれ同表の 復興公営住宅

年以下の場合	管理期間
1	率

						Bff	11	10							9			
福島県営日和田団地	福島県営富田団地	福島県営柴宮団地	福島県営笹谷団地	福島県営北信団地	名称	附則別表(附則第八項関係)	らず、印事が別に定める。((観典公営住宅の入居者に係る駐車場の使用者の資格は、(駐車場の使用者の資格の特例)	いずれか一の規定を適用する。第十六条又は附則第八項の規定による家賃の免除については、	六○、○○○円を超え八○、○○	四〇、〇〇〇円を超え六〇、〇〇	零円を超え四○、○○○円以下の場合	零円の場合	入居者の収	コオロラの一村に気をみ客と言る	ぞれ司長の下闌こ定める領とする。 ・前項の家賃減額基礎額は、次の表の	九年を超え十年以下の場合	七年を超え九年以下の場合	五年を超え七年以下の場合
		五十七号棟	八号棟、九号棟	二十号棟			- 場の使用者の資格	よる家賃の免除に	○○○円以下の場合	○○○円以下の場合	場合		入		上			
郡山市	郡山市	郡山市	福島市	福島市	位置		俗は、第三十六条の規定にかかわ	ついては、入居者の選択により、	三二、五〇〇円	二五、二〇〇円	一七、九〇〇円	10、六00円	額		欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それ	〇 <u>二</u> 五	О <u>т</u>	〇 七五
		1																
	こ女め、司長畐鳥艮営柒営団也の頁上二			**	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	二十号棟	号室まで 力号棟の百一号室から百六	六号室まで、十八号棟、十 一十七号棟の百一号室から百		別表第二の一の表福島県営北信団地の項中			福島県営下伸台団也	福島県営湯長谷団地	福島県営年貢町団地	福島県営古川町団地	福島県営東原団地	福島県営八山田団地
					九 <u>*</u> _	· 九 五 	に改め、) i t	- 		十七日	¬ 		二十四号棟				
	デを、二十四号を、二十一)・八六十号室、十四号室、十二号字、十二号字、十二号字、十二号字、十二号字、十二号字、十二号字、十二号字	を、いまを、七子を、七子を、七子棟、四十八号棟の三号	河東、三十八号東、四十	八号棟、九号棟	六号棟、七号棟 ○・九	-	(め、同表福島県営笹谷団地の項中			予室まで − − − − − − − − − − − − − − − − − − −	い子をよで、上て子東、上十七号棟の百一号室から百一	7	りわき市	いわき市	会津若松市	会津若松市	郡山市	郡山市

四号室、三十六号室、三十 八号室及び三十九号室 号室、三十二号室、三十

を 四号室、三十六号室、三十 五号室、二十七号室、三十 五号室、二十四号室、二十 室、十号室、十四号室、十 室、六号室、七号室、九号 八号室及び三十九号室 一号室、三十二号室、三十 七号棟、三十八号棟、 号棟、四十八号棟の三号 四十 〇・八六

同表福島県営緑ケ丘団地

五十七号棟 0 九四

に改め、

の項の次に次のように加える

報

〇·九一	郡山市	福島県営東原団地
〇・九三	郡山市	福島県営八山田団地
〇・八九	郡山市	福島県営日和田団地
〇・九三	郡山市	福島県営富田団地

別表第二の一の表福島県営五月町団地の項の次に次のように加える。

〇・九三	会津若松市	福島県営年貢町団地
〇・九四	会津若松市	福島県営古川町団地

の表福島県営湯長谷団地の項中 まで <u>-</u>+ 号棟から二十三号棟 〇 · 八

別表第二の一

を

二十一号棟から二十三号棟 一十四号棟 0 〇・八六 九二 に改める。

別表第一 \vec{o} の表に次のように加える

福島県営下神白団地 いわき市

 \circ

八四

規定は、公布の日から施行する。

この規則は、平成二十六年四月 日から施行する。 ただし、 第 一条の二第 項の改正

示

(建築住宅課)

告

福島県告示第百九十号

る規約(昭和四十九年福島県告示第三百九号)は、平成二十六年三月三十一日限り、 福島県と福島市との福島県営福島体育館の管理及び運営についての事務の委託に関す

平成二十六年三月二十五日

福島県知事

佐

藤

雄

平

廃

(スポーツ課)

福 島 県教育 委員 会

福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布

平成二十六年三月二十五日

福島県教育委員会規則第三号

福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則(昭和四十年福島県教育委員会規則福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

第八号)の一部を次のように改正する。 し、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。 第四条第二項中「授業料」の下に「及び受講料」を加え、同項第二号を同項第三号と

学費負担者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けて

福島県教育委員会

業料又は受講料の」に、

第五条第一項中「までに」を「まで(免除を受けようとする月の二十三日以降に県立 いる場合又は受けるに至つた場合(いわき海星高等学校専攻科に在学する者を除

号中「同条第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加える。 の属する月の末日)までに」に改め、同条第二項中「授業料免除申請書」の下に「及び 度の四月の末日 に該当する者にあつては次に」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、 受講料免除申請書」を加え、「次に」を「第一号及び第二号に掲げる書類、同項第二号 に、受講料にあつては受講料免除申請書(第三号様式の二)を免除を受けようとする年 高等学校以外の高等学校から転入学をした者にあつては、その転入学の日から五日以内) 《料又は受講料の」に、「授業料免除事由消滅届」を「授業料(受講料)免除事由消滅第七条の見出し中「授業料」の下に「又は受講料」を加え、同条中「授業料の」を「授 (年度の中途に入学 (転入学を含む。) をした者にあつては、入学の日 同項第二

講料」を、「当該授業料」の下に「又は受講料」を加える。 の下に「若しくは受講料」を加え、同条第二項中「により授業料」の下に「若しくは受第八条の見出し中「授業料」の下に「又は受講料」を加え、同条第一項中「授業料」 届」に改める。 第三号様式の次に次の一様式を加える。第九条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改める。

報

第3号様式の2 (第5条関係)

受講料免除申請書

年 月 日

高等学校長 福島県立

> 学 年 組

生 徒 住所 氏名

保護者 住所

生徒との続柄

氏 名

下記1の事由により、下記2の受講料の納入が困難ですので、免除してください。

記

- 免除申請の事由 1
- 2 免除を希望する受講料 年 度 (科目分

円)

「についへ」を「(冷講巻)についへ」に改め、同様式に注として次のように加える。第五号様式中「滋業巻光深事田消滅屈」を「滋業巻(冷講巻)光深事田消滅屈」に、 附 授業型則 (受講料) の箇所は、該当しないものを抹消すること。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県立高等学校の授業料の免除1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。 等に関する規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

財 務

リサイクル適性®